



発行 東京都

目次

36

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………
（東京都人事委員会）……………

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十六号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八 二の部本庁の項中「警察企画課長」「警務課長」「警務課長」の次に、「警務課長」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

機関	職
知事部局	<p>東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）第八条に定める局及び青少年・治安対策本部・病院経営本部・中央卸売市場（以下「局等」という。）の庶務担当部の課長代理（庶務担当）・課長代理（人事担当）・課長代理（経理担当）</p> <p>政策企画局総務部秘書課課長代理（事務係長）・課長代理（事務担当）・課長代理（秘書事務担当）</p> <p>総務局総務部総務課監視長・文書課課長代理（法規総括担当）及び課長代理（法規担当）・課長代理（政策法務担当）</p> <p>・法務課課長代理（訟務担当）・課長代理（不服審査担当）</p> <p>・行政改革推進部行政改革課課長代理（行政改革総括担当）及び課長代理（行政改革担当）</p> <p>・監理団体指導課課長代理（監理団体総括担当）及び課長代理（監理団体担当）</p> <p>・人事課課長代理（管理担当）・課長代理（人事担当）及び服務に関する課長代理（人事担当）付きの主事・職員支援課課長代理（調整担当）・課長代理（企画厚生担当）・課長代理（安全衛生担当）・課長代理（職員住宅担当）・課長代理（安全衛生担当）</p> <p>・課長代理（人事制度担当）及び課長代理（人事制度担当）付きの主事・課長代理（労務担当）及び課長代理（労務担当）付きの主事・調査課課長代理（組織定数総括担当）及び課長代理（組織定数担当）</p> <p>・行政監察室課長代理（監察担当）</p> <p>財務局主計部議案課課長代理（議案係長）・財政課課長代理（予算総括担当）・予算第一課課長代理（予算担当）・予</p>

<p>選挙管理委員会事務局</p> <p>人事委員会事務局</p>	<p>総務課課長代理 (庶務担当) ・ 課長代理 (経理担当)</p>	<p>任用公平部総務課課長代理 (企画調整担当) ・ 課長代理 (秘書担当) ・ 課長代理 (経理担当) ・ 課長代理 (労働基準監督担当) ・ 課長代理 (技術検査担当) ・ 任用給与課課長代理</p>	<p>労働委員会事務局</p> <p>教育委員会</p>	<p>総務課課長代理 (庶務担当) ・ 課長代理 (経理担当)</p>	<p>総務課課長代理 (庶務係長) ・ 課長代理 (人事係長) ・ 財務課課長代理 (計理係長)</p>	<p>職員共済組合事務局</p>	<p>管理課課長代理 (庶務係長) ・ 課長代理 (人事係長) ・ 財務課課長代理 (計理係長)</p>	<p>地方公務員災害補償基金東京都支部</p>	<p>課長代理 (審査係長) ・ 支部審査会の調整事務を担当する</p>	<p>算第二課課長代理 (予算担当) ・ 予算第三課課長代理 (予算担当) ・ 主税局総務部総務課課長代理 (福利労働係長) ・ 職員課課長代理 (監察総括担当) ・ 都市整備局総務部職員課課長代理 (調査担当) ・ 課長代理 (給与福利担当) ・ 福祉保健局総務部職員課課長代理 (職務担当) ・ 課長代理 (給与福利担当) ・ 課長代理 (給与担当) ・ 課長代理 (調査担当) ・ 病院経営本部経営企画部職員課課長代理 (組織定数担当) ・ 中央卸売市場管理課総務課課長代理 (組織定数担当)</p>
-----------------------------------	-------------------------------------	--	------------------------------	-------------------------------------	--	------------------	--	-------------------------	--------------------------------------	---

<p>議政局</p> <p>監査事務局</p>	<p>総務課課長代理 (庶務担当)</p> <p>管理課秘書課課長代理 (管理係長) ・ 課長代理 (秘書事務担当) ・ 総務課課長代理 (庶務係長) ・ 監視長 ・ 課長代理 (人事係長) ・ 経理課課長代理 (計理係長)</p> <p>理 (総括担当) ・ 課長代理 (任用担当) ・ 課長代理 (企画担当) ・ 課長代理 (給与担当) ・ 課長代理 (調査担当) ・ 審査課課長代理 (審査総括担当) 及び課長代理 (審査担当) 試験部試験課課長代理 (総括担当) ・ 課長代理 (採用担当) ・ 課長代理 (昇任担当) ・ 研究調査課課長代理 (研究調査担当)</p>	<p>備考 知事部局の職の欄中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 課長代理 (庶務担当) 局等の長の秘書事務及び庁舎の管理又は庁中取締りを担当するほか庶務に関する等を担当する課長代理をいう。</p> <p>二 課長代理 (人事担当) 局等の所属職員の任用、昇格、昇給、給与 (給与の支払を含む) 、分限、懲戒若しくは服務に関する事務、局等の職員団体との関係に関する事務、局等の定数配置に関する事務を専ら担当し、又はこれらの事務を主として担当するほか、局等の所属職員の人事記録、勤務評定、研修、災害補償、退職年金等の諸給付金その他人事に関する事務を担当する課長代理をいう。</p> <p>三 課長代理 (予算担当) 局等の予算に関する総括事務を専ら担当し、又はこれらの事務を主として担当するほか、その他の経理に関する事務を担当する課長代理をいう。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>
-------------------------	--	---

通 達

26人委任第190号
平成27年3月31日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 関谷 保夫

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成27年4月1日以降これにより実施してください。

記

行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項（6）を削る。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002